

【就学援助について】

草加市では、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、法律に基づき、学用品費・給食費・修学旅行費等、学校で必要な費用の一部を援助しています。

草加市の「就学援助のお知らせ」及び「就学援助受給申請書」は、年に１回、全校生徒へ配布をしています。お知らせに、所得基準の目安など詳しい説明がございいます。

参考の上、申請を希望される方は「就学援助受給申請書」を学校へ提出願います。

また、前年度、他市にお住まいだった方など、条件により、添付書類が必要になる場合もあります。ご不明な点は担当まで相談ください。

なお、この制度は年度ごとの認定となります。現在、小学校で認定を受けているご家庭も、入学時に改めて申請していただく必要があります。中学校においても引き続き、受給を希望される場合は、申請書の提出をお願いいたします。

※上記の点についてご不明な点がございましたら、下の担当まで連絡ください。

◆学校納入金・就学援助（記載方法等）について

草加市立川柳中学校 事務室 担当 石塚

電話 ０４８－９３１－５８２７

◆就学援助（認定条件等について）

草加市教育委員会 学務課

電話 ０４８－９２２－２６７４